

職員の自家用車の業務使用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）の業務の能率的な執行を図るため、職員が自家用車を業務に使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本法人定款第20条により理事長から任免を受けた者をいう。
- (2) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (3) 原動機付自転車 車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (4) 自家用車 職員又は当該職員と生計を一にする親族(以下「当該職員等」という。)が所有(車両法第58条第1項に規定する自動車検査証に記載されている所有者が、当該職員等であるものをいう。)するもの並びに自動車の販売会社その他の者が所有権を留保している場合における使用权(車両法第58条第1項に規定する自動車検査証に記載されている使用者が、当該職員等であるものをいう。)を有するものであり、かつ、通常使用している自動車及び原動機付自転車をいう。

(自家用車の登録)

第3条 職員は、自家用車を業務の執行のために使用しようとする場合は、あらかじめ自家用車業務使用登録申請書【様式1】に自家用車業務使用理由書【様式2】を添付して理事長に登録の申請をし、決裁を受けなければならない。登録事項に変更があったときも、同様とする。

2 理事長は、前項の申請の内容が次の各号に規定する要件を備える場合において、自家用車の登録を決裁することができる。

- (1) 当該自家用車の運行によって他人の生命又は身体を害したときの損害賠償について、対人賠償無制限(当該自家用車のうち自動二輪車及び原動機付自転車(以下「原動機付自転車等」という。)については、金額の制限を設けない。自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づくものを除く。)の保険又

は共済契約を締結していること。

- (2) 当該自家用車の運行によって他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について、対物賠償10,000万円以上(原動機付自転車等を除く。)の保険又は共済契約を締結していること。

(使用の承認手続等)

第4条 職員は、自家用車を業務の執行に使用するときは、あらかじめ自家用車業務使用承認簿兼請求書【様式3】により事務局長の承認を受けなければならない。

2 前項及びこの細則の以下の規定にて事務局長が自家用車を業務の執行に使用する場合には、出納責任者の承認を受けるものとする。

3 事務局長は、前条の規定により登録された自家用車であり、当該車両を職員が自ら運転する場合で、次の各号のいずれかに該当するときに限り、承認することができる。

- (1) 災害その他緊急を要するとき。
- (2) 巡回業務又は用務先が多いとき。
- (3) 通常交通機関の運行密度が極めて低く、業務の執行に支障をきたすとき。
- (4) その他事務局長が特に必要と認めたとき。

(使用承認の制限)

第5条 事務局長は、前条の規定にかかわらず職員又は自家用車が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認してはならない。

- (1) 職員の心身の状態が傷病、過労、睡眠不足その他の理由により運転に不適であるとき。
- (2) 職員の運転経験が浅く、技術等が未熟であるとき。
- (3) 自家用車の整備点検等、道路交通に関する法令に定める基準を満たしていないとき。

(職員の心得)

第6条 職員は、交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、交通事故が発生したときは、必要な措置を講じたうえ、速やかに理事長に報告しなければならない。

(旅費等の支給)

第7条 職員が、業務使用車を業務に使用したときは、本法人旅費細則に規定する旅費(自家用車交通費)を支給する。ただし、通勤途上において通常の通勤経路により業務の遂行のために使用した場合は支給しない。

(総務財政委員会の設置)

第8条 この細則の目的を達成すべく、本法人内に総務財政委員会を設置する。

2 総務財政委員会の運営に必要な規則は、別にこれを定める。

(細則外事項)

第9条 この細則に定めのない事項については、出納責任者及び事務局長は総務財政委員会において協議し、理事長の決裁を得るものとする。

(本細則の改廃)

第10条 この細則の改廃は、本法人定款第57条に基づき理事会の議決を経て理事長がこれを行う。

(規則)

第11条 この細則の施行に必要な規則は、別にこれを定める。

附 則

この細則は平成30年3月6日から施行する。

【職員の自家用車の業務使用に関する細則第3条関係 様式1】

自家用車業務使用登録申請書					
					年 月 日
特定非営利活動法人 ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 理事長 様					
			所属 (運転者) 職名	氏名	印
次のとおり自家用車の業務使用の登録(変更)をしたいので、免許証、車検証、自動車保険(責任・任意)の写しを添付のうえ申請します。					
登録車両	車名	車種	年式	車体番号	乗車定員
					人
	車両登録番号	取得年月日	車検証有効年月日		
		年 月 日	年 月 日		
申請者	免許の種類	免許番号	免許取得年月日	運転経験年数	
			年 月 日		
任意保険契約状況	区分	対人賠償保険	対物賠償保険	搭乗者傷害保険	
	保険金額	万円	万円	万円	
	契約者				
	車両所有者				
	契約先				
	証書番号				
	有効期限	年 月 日			
※ 所属、登録車両、保険契約内容等変更があった場合は、速やかに申請すること。					
決裁 (理事長)		受付 (事務局)		登録番号	
決裁印	私印			登 録 年月日	

【職員の自家用車の業務使用に関する細則第3条関係 様式2】

自家用車業務使用理由書

平成 年 月 日	
所 属 職名・氏名	
印	
業 務 内 容	
業 務 使 用 が 必 要 な 理 由	

【職員の自家用車の業務使用に関する細則第4条関係 様式3】

自家用車業務使用承認簿兼請求書

業務使用登録番号		—	所属	職名	氏名	印
承認者 確認印	申請年月日	使用年月日	用 務 用務先(経路)		同乗者名	走行距離(km)
計						

※走行キロ数は、1キロ未満は申請ごとに切り捨てとして計算すること。

走行距離(km)①	単価(円)②	旅費請求額(円)①×②
	15	

請求日 年 月 日

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会 理事長 様

上記金額を、本法人旅費細則に基づき請求いたします。

氏名 _____ 印